

平成 30 年 10 月 26 日

電動シャッター動作時の事故に注意！

今般、消費者安全調査委員会より、「電動シャッター動作時の事故」に係る事故等原因調査の報告書が取りまとめられ、調査委員会から消費者庁長官に対し、消費者への周知に関する意見が提出されました。

こうした意見を踏まえ、電動シャッターを所有又は使用する方への注意点や、ふだんの生活における一般的な電動シャッターに関する注意点をまとめました。

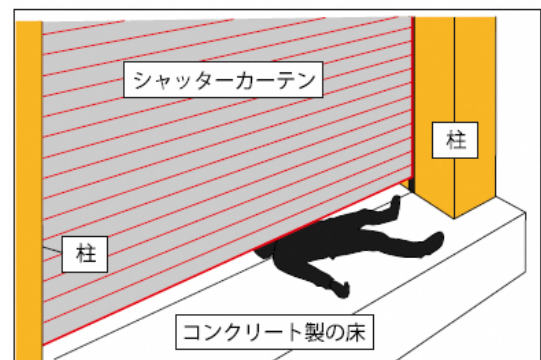
1. 電動シャッターの事故

消費者安全調査委員会「消費者安全法第 23 条第 1 項の規定に基づく事故等原因調査報告書 電動シャッター動作時の事故」¹（平成 30 年 9 月 28 日公表）によると、電動シャッター動作時の事故で死亡又は重傷を負った事故は、平成 13 年 6 月から平成 29 年 9 月末までに 28 件発生しています。

電動シャッターはモーターの強い力により動いているため、降下しているシャッターカーテンは大人の力でも止めることは困難です。また、チェーンの破断などによりシャッターカーテンが急激に落下して事故に至るケースもあります。このため、シャッターカーテンに挟まれたり、落下するシャッターカーテンに当たったりすると重大な事故につながる危険性が高く、28 件の事故により 14 人が死亡、15 人がけがをしています。

【事例 1】

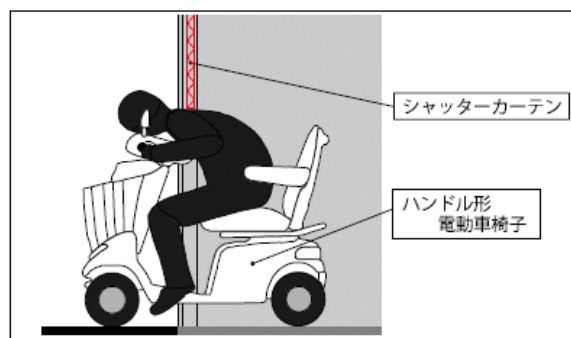
店舗の閉店後に店員が店内から電動シャッターの閉操作をしたところ、シャッター下の見えない位置に寝込んでいた人に気付かないままシャッターを閉めてしまった。シャッターカーテンと床の間に挟まれた被災者（50 歳代）は 2 時間後に発見されたが、前頸部^{けい}及び胸部圧迫による急性窒息で死亡した。電動シャッターに安全装置は設置されていなかった。



¹ 本資料に使用している図は、いずれも当該報告書より引用。

【事例2】

電動シャッターのリモコンをチョッキのポケットへ入れ、電動車椅子に乗って車庫から車道へ出ようと一旦停止していたところ、意図せずシャッターカーテンが降下し、前傾状態で電動車椅子とシャッターカーテンに首から胸の付近を挟まれ、腰椎圧迫骨折等の重傷を負った。電動シャッターには光電センサーが設置されていたが、車椅子に乗っている状態では、乗車者と車椅子の隙間を光ビームが通り抜け、障害物があると感知されなかった。



【事例3】

店舗の開店前に半分開けていた電動シャッターを全開するために、従業員が店内の押しボタンを押したところ、シャッターカーテンが落下し、下のベンチに座っていた2名に当たり、1名が頸椎と胸椎を骨折、1名が頭部を12針縫う裂傷を負った。シャッターカーテンが落下した原因は、チェーンが腐食して破断したためと考えられた。保守点検はしていなかった。



2. 電動シャッターを操作する方への注意

(1) 電動シャッターの操作はシャッターの下に人がいないことを確認してから行いましょう

電動シャッターを操作するときは、シャッターの下に人がいないことや物がな
いことを確認してから動作を開始しましょう。シャッターが見えない場所で操作
すると、人の存在や通行を確認できません。シャッターの下が見えない、又は見え
にくい場合は、ミラーやカメラを設置して、人や物の存在を確認できるようにしま
しょう。

(2) 動作中の電動シャッターの下はくぐらないようにしましょう

動作中の電動シャッターの下をくぐるのは大変危険です。シャッターを動作さ
せながらその下をくぐるのはやめましょう。シャッターの下をくぐるときは、必ず
電動シャッターを停止してから通るようにしましょう。

(3) 電動シャッターを操作するときは、最後の停止まで見届けましょう

電動シャッターの動作中はその場を離れず、動作中には誰もシャッターの下を通らないように注意し、シャッターの動作が停止する最後まで見届けて、安全を確認してからその場を離れましょう。

3. 電動シャッターをお持ちの方への注意

(1) 可能な限り安全装置を取り付けましょう

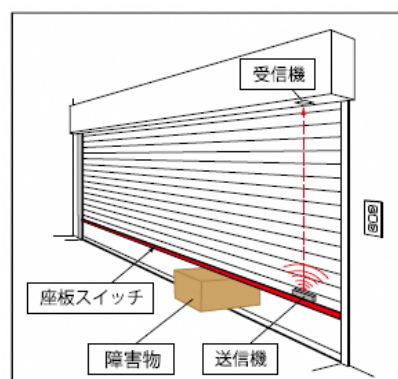
電動シャッターには、挟まり事故等を防止するために、下記のようないろいろな安全装置があります。現在販売されている電動シャッターでは、これらの安全装置のいずれかが標準装備されているものが多いですが、20年以上前の古い電動シャッターでは安全装置が付いていないものも多くあります²。

現在お使いの電動シャッターに安全装置が付いているかを、取扱説明書を見たり、メーカーや工務店に問い合わせたりするなどして確認してみましょう。もし、安全装置が付いていない場合は、可能な限り安全装置を取り付けるようにしましょう。

電動シャッターの安全装置

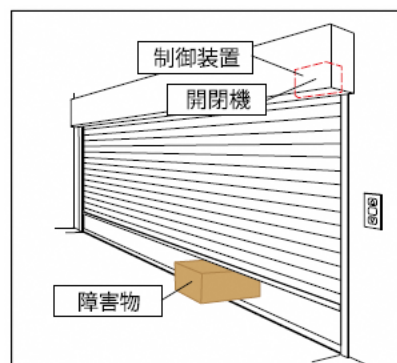
① 座板スイッチ

シャッターカーテンの最下部にある座板に障害物が接触すると座板スイッチが作動して、送信機から受信機へ信号が送られ、シャッターの動作が停止又は反転する装置。



② 負荷感知装置

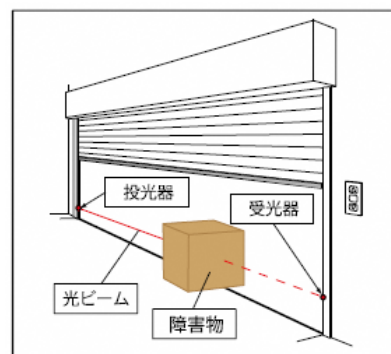
シャッターカーテンの座板に障害物が接触すると、制御装置が電動モーターの電流値や回転数が変化することを感知して、シャッターの動作が停止又は反転する装置。



² 電動シャッターの主要な製造業者は、平成7年の製造物責任法の施行を機に、座板スイッチを標準として装備することとした。(消費者安全調査委員会：「消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書 電動シャッター動作時の事故」平成30年9月28日公表資料より)

③ 光電センサー

光ビームを利用して非接触で障害物を感知するもので、シャッターカーテンの下に人や物などの障害物があって光ビームが遮られると、シャッターの動作の開始又は継続ができなくなる装置。



④ 急降下防止装置

チェーンの破断などによってシャッターカーテンが急降下した場合に、巻取りシャフトの回転数を感知し、シャッターカーテンの落下を停止させる装置。

費用の面で安全装置の設置が難しい場合は、電動シャッターの操作スイッチをホールド・トゥ・ラン方式³に切り替えることなどを検討しましょう。

また、リモコン方式の場合は、ツーアクション方式⁴のリモコンに変更することなども検討しましょう。

そのほかにも、シャッター下部が見えない、又は見えにくい場合にはシャッターの下部を見渡せるようにカメラやミラーを取り付けるなど、少しでも事故防止につながる工夫をしましょう。

(2) 異常の早期発見のために、日常点検及び定期点検をしましょう

電動シャッターは、取扱説明書どおりに日常点検を行い、「いつもと違う音がする」、「いつもと違いスムーズに動かない」などの異常が少しでもある場合には、早めにシャッターメーカーの点検を受けましょう。また、日常点検のほかに、シャッターメーカーの専門技術者による定期的な保守点検を受けて、シャッターが正常に動作するか、部品が劣化していないか、安全装置が正常に働くかなどを確認するようにしましょう。

³ ホールド・トゥ・ラン方式

開動作又は閉動作の操作を行う場合、スイッチを押し続けていないとシャッターカーテンが止まる方式のこと。

⁴ ツーアクション方式

開動作又は閉動作の操作を行う場合、ボタンを1回押しただけではシャッターカーテンは作動せず、続けてもう1回ボタンを押すと作動する方式のこと。

※お問合せ先が分からない場合は

現在使用している電動シャッターについて、安全装置や定期点検などのお問合せ先が分からない場合は、以下の方法で確認しましょう。

① 取扱説明書やシャッター本体を確認しましょう

まずは取扱説明書を確認してみましょう。シャッターの取扱説明書には、安全に関する注意や日常点検の方法のほかに、修理や定期点検などに関する連絡先が記載されています。

取扱説明書を紛失して連絡先が分からない場合は、シャッター本体に貼られているシール等を確認してみましょう。シールにはメーカー名、型番、電話番号等が記載されている場合があります。メーカー名だけしか分からない場合は、インターネットで検索するなどして連絡先を調べましょう。

② お近くの工務店に相談しましょう

連絡先が確認できない場合は、シャッターを設置した工務店などに確認してみましょう。どこの工務店で設置したのか分からない場合は、お近くの工務店でもよいので相談してみましょう。

4. 電動シャッターがある場所での注意

(1) シャッターの下には、「座らない、立ち止まらない」

部品の劣化や破損により、予期せぬときにシャッターが降下することがあります。電動シャッターの下には、「座らない、立ち止まらない」ようにしましょう。

(2) 動作中のシャッターの下はくぐらない

動いているシャッターの下をくぐると、挟まれ事故につながることもあり大変危険です。動いているシャッターの下は絶対にくぐらないようにしましょう。

<参考>

- ・ 消費者安全調査委員会

「消費者安全法第 23 条第 1 項の規定に基づく事故等原因調査報告書
電動シャッター動作時の事故」（平成 30 年 9 月 28 日公表）

http://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_014/pdf/report_014_180928_0002.pdf

動画「電動シャッターの安全装置」

<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg17743.html>

- ・ 一般社団法人 日本シャッター・ドア協会

「シャッターをより安全にお使いいただくために」

<http://www.jsd-a.or.jp/safely/caution/>

<本件に関する問合せ先>

消費者庁消費者安全課

加藤、山川、田中

TEL : 03 (3507) 9137 (直通)

FAX : 03 (3507) 9290

URL : <http://www.caa.go.jp/>